

(目的)

第1条 この要綱は、呉市内における空き家等の情報を提供することにより、空き家等の流通促進及び本市への定住促進並びに地域の活性化を図るため、呉市空き家バンクの実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅等 市内に存する一戸建ての住宅及び店舗併用住宅または長屋をいい、付随する納屋や倉庫を含むものとする。
- (2) 宅地等 宅地または住宅等に付随する農地及び雑種地をいい、住宅等と一体的に利用することが望ましいものをいう。
- (3) 空き家等 住宅等及びその敷地又は宅地等のうち、現に利用していない当該物件であつて、宅地建物取引業者等に斡旋を依頼していないものをいう。
- (4) 所有者 空き家等に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。ただし、宅地建物取引業を営む者を除く。
- (5) 相続人 登記名義人が亡くなっている場合、その相続権を有する全ての者から、空き家等の売却若しくは賃貸を行うことについて承諾を得ている者をいう。
- (6) 物件登録 空き家等を呉市空き家バンク物件登録台帳に登録することをいう。
- (7) 物件登録希望者 所有者及び相続人のうち、物件登録を希望する者をいう。
- (8) 利用希望者 呉市空き家バンクに登録された物件の購入又は賃貸を希望する者（法人又は団体（以下、「法人等」という。）を含む。）をいう。
- (9) 利用登録 呉市空き家バンク利用希望者登録台帳に利用希望者を登録することをいう。
- (10) 呉市空き家バンク 物件登録希望者から提供された情報を必要と認める範囲内で紹介するための空き家等情報登録制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、呉市空き家バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(物件登録の申込み)

第4条 呉市空き家バンクに登録しようとする物件登録希望者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 呉市空き家バンク物件登録申込書（様式第1号）
- (2) 呉市空き家バンク物件登録（内容変更）カード（様式第2号）
- (3) 物件登録希望者（法人においては、その代表者）の本人確認ができる書類（運転免許証等）の写し
- (4) 登録を希望する空き家等の全部事項証明書（登録申込日前3か月以内に交付されたものに限る。ただし、呉市職員が原本と照合し相違ないことを確認した場合に限りその写しに代えることができるものとする。）
- (5) 名寄帳の写し（登録を希望する空き家等の建物が未登記である場合に限る。）

(6) 地主の承諾書（様式第3号）（登録を希望する住宅等の敷地が物件登録希望者以外の者が所有する土地の場合に限る。）

(7) 法人の登記事項証明書又は定款（物件登録希望者が法人の場合に限る。）

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合において、現地調査を実施し、その内容等を確認し、適当と認めるときは、物件登録するとともに、呉市空き家バンク物件登録完了通知書（様式第4号）により、その旨を当該物件登録希望者に通知し、適当と認められないときは、物件登録ができない旨の通知書（様式第13号）により、その旨を当該物件登録希望者に通知するものとする。

3 物件登録の期間は、登録から2年とする。ただし、登録期間の延長を希望する物件登録者は、第5条第1項に規定する手続きにより、登録の更新を行うことができるものとする。

（登録内容の変更）

第5条 前条の規定により呉市空き家バンク物件登録完了通知書の通知を受けた物件登録希望者（以下「物件登録者」という。）は、前条第1項第2号の登録内容に変更があったとき及び物件登録期間の更新を申し出るときは、遅滞なく、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 呉市空き家バンク物件登録内容変更届出書（様式第5号）

(2) 呉市空き家バンク物件登録（内容変更）カード（様式第2号）（届出内容に変更があった場合に限る。）

(3) 物件登録者の本人確認ができる書類（運転免許証等）の写し

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合において、その内容等を確認し、適当と認めるときは、呉市空き家バンク物件登録台帳の内容を変更するとともに、呉市空き家バンク物件登録内容変更通知書（様式第6号）により、その旨を当該物件登録者に通知するものとする。

（物件登録の抹消）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、物件登録を抹消できるものとする。

(1) 物件登録者から呉市空き家バンク物件登録取下げ申出書（様式第7号）の提出により、物件登録の取下げの申出があったとき。

(2) 当該物件登録又は登録期間の更新から2年を経過したとき。

(3) 登録内容に虚偽があったとき。

(4) 呉市空き家バンクに登録された空き家等（以下「登録物件」という。）の所有権又はその他の権利に異動があったとき。

(5) 登録物件が適切に管理されていないと認められるとき。

(6) 本要綱に記載する事項に対し違反が認められるとき。

（利用登録の申込み）

第7条 利用希望者は、呉市空き家バンク利用登録（内容変更）申込書（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書兼同意書（様式第9号）

(2) 利用希望者および18歳以上の同居家族の本人確認ができる書類（運転免許証等）

の写し

2 利用希望者が法人等である場合は、前項に規定する書類に代えて、呉市空き家バンク利用登録（内容変更）申込書（法人用）（様式第14号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書兼同意書（法人用）（様式第15号）

(2) 法人等の定款又は定款に準ずる規則及び規約の写し

3 市長は、前項の規定による申込みがあった場合において、その内容を確認し、適当と認めるときは、利用登録するとともに、呉市空き家バンク利用登録完了通知書（様式第10号）により、その旨を当該利用希望者に通知し、適当と認められないときは、利用登録ができない旨の通知書（様式第16号）により、その旨を当該利用希望者に通知するものとする。

4 利用登録期間は、登録から2年とする。ただし、登録期間の延長を希望する利用登録者は、同条に規定する手続きにおいて、再度利用登録の申込を行うことができるものとする。

（利用登録内容の変更）

第8条 前条の規定により呉市空き家バンク利用登録完了通知書の通知を受けた利用希望者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録内容に変更があったときは、遅滞なく、呉市空き家バンク利用登録内容変更届出書（様式第11号）に次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 呉市空き家バンク利用登録（内容変更）申込書（様式第8号）

(2) 誓約書兼同意書（様式第10号）

(3) 利用希望者の本人確認ができる書類（運転免許証等）の写し

(4) 18歳以上の同居家族の本人確認ができる書類（運転免許証等）の写し（同居家族に変更があった場合に限る。）

2 利用登録者が法人等である場合は、前項に規定する書類に代えて、呉市空き家バンク利用登録内容変更届出書（様式第11号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 呉市空き家バンク利用登録（内容変更）申込書（法人用）（様式第14号）

(2) 誓約書兼同意書（法人用）（様式第15号）

(3) 法人等の定款又は定款に準ずる規則及び規約の写し（届出内容に変更があった場合に限る。）

3 市長は、前項の規定による申込みがあった場合において、その内容等を確認し、適当と認めたときは、呉市空き家バンク利用希望者登録台帳の内容を変更するとともに、呉市空き家バンク利用登録内容変更通知書（様式第12号）により、その旨を当該利用登録者に通知するものとする。

（利用登録の抹消）

第9条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、呉市空き家バンクの利用登録を抹消できるものとする。

(1) 利用登録者から呉市空き家バンク利用登録取下げ申出書（様式第17号）により、呉市空き家バンク利用登録の取下げの申出があったとき。

- (2) 当該利用登録から2年を経過したとき。
- (3) 登録内容に虚偽があったとき。
- (4) 本要綱に記載する事項に対し違反が認められるとき。

(情報提供)

第10条 市長は、必要に応じて、物件登録者及び利用登録者に対し、呉市空き家バンクに登録された情報を提供するものとする。

(物件登録者と利用登録者の交渉等への不関与)

第11条 市長は、物件登録者と利用登録者との登録物件に関する交渉、売買及び賃貸借等の契約（以下「交渉等」という。）については、直接これに関与しないものとする。

2 交渉等に関する一切のトラブルについては、当事者間で解決するものとする。

(暴力団の排除)

第12条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び現に広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が行われている暴力団員等であると認められる者は、呉市空き家バンクを利用することができない。

(遵守事項)

第13条 物件登録者及び利用登録者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 空き家バンクの利用により知り得た情報について、その目的に反して使用しないこと。
- (2) 空き家バンクの利用により知り得た情報のうち公開されていないものについては、漏えい等のないよう適切に扱うこと。
- (3) 契約等により定めた双方の義務を確実に履行すること。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、都市部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成29年4月15日から実施する。

付 則

この要綱は、平成29年12月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。